

東北初！「河川協力団体」29団体を指定 ～この春、河川管理のパートナーとして活動を開始します。～

平成25年6月に公布された「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、東北地方整備局では、国が管理する河川管理区間（ダム管理区間を含む）について平成26年1月から河川協力団体を募集しました。

今回申請いただいた団体について審査した結果、平成26年4月24日付けで29団体を、東北初の河川協力団体に指定しましたのでお知らせします。

1. 東北初の「河川協力団体」として29団体を指定しました。

河川協力団体として、東北地方整備局管内において国が管理する河川管理区間（ダム管理区間を含む）で活動する29団体を指定しました。

（資料1）河川協力団体指定一覧表

2. 「河川協力団体」の活動を支援します。

河川協力団体制度は、自発的に河川の維持、河川環境の保全・啓発等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援するものです。今後、河川協力団体に河川管理のパートナーとして活動していただくことで、多岐にわたり、かつ、地域の実情に応じた河川管理の充実が図られるものと期待されます。

（資料2）リーフレット「河川協力団体制度」

※河川協力団体制度については、東北地方整備局のホームページ

（<http://www.thr.mlit.go.jp/>）でもご覧になれます。

<発表記者会>青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、秋田県政記者会、宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

[本件に対するお問い合わせ先]

国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川環境課

課長 土田 恒年（内線 3651）

建設専門官 阿部 道弘（内線 3656）

仙台市青葉区二日町9-15 Tel 022-225-2171（代） FAX 022-215-3754

河川協力団体の指定一覧表

指定年月日：平成26年4月24日

指定番号	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名
国（東北地方整備局） 第1号	北地区コミュニティ会議	青森県弘前市向外瀬四丁目12番地1	岩木川	岩木川
国（東北地方整備局） 第2号	特定非営利活動法人 水辺の楽校まべち	青森県八戸市大字長苗代字内舟渡30番地9	馬淵川	馬淵川
国（東北地方整備局） 第3号	小川原湖自然楽校	青森県三沢市根井1-94-1 根井団体活動センター	高瀬川	高瀬川
国（東北地方整備局） 第4号	北上川フィールドライフクラブ	岩手県花巻市十二丁目1232	北上川	北上川
国（東北地方整備局） 第5号	特定非営利活動法人 北上川流域連携交流会	岩手県一関市字台町48番地31	北上川	北上川
国（東北地方整備局） 第6号	特定非営利活動法人 やはば協働センター	岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田5-140-1	北上川	北上川
国（東北地方整備局） 第7号	岩沼会	宮城県岩沼市大手町8-10	阿武隈川	阿武隈川
国（東北地方整備局） 第8号	特定非営利活動法人 広瀬川の清流を守る会	宮城県仙台市太白区長町一丁目2-16-201	名取川	広瀬川
国（東北地方整備局） 第9号	石巻千石船の会	宮城県石巻市門脇町2-6-2	北上川	北上川 旧北上川
国（東北地方整備局） 第10号	特定非営利活動法人 環境生態工学研究所	宮城県仙台市若林区新寺一丁目5-26-104	北上川	北上川 旧北上川
国（東北地方整備局） 第11号	シーフレンド株式会社	宮城県石巻市中瀬5番13号	北上川	北上川 旧北上川
国（東北地方整備局） 第12号	舟運可能性調査会	宮城県石巻市蛇田字新下沼9-15	北上川	北上川 旧北上川
国（東北地方整備局） 第13号	とよま北上川かつぱの会	宮城県登米市登米町寺池前舟橋32-8	北上川	北上川 旧北上川
国（東北地方整備局） 第14号	特定非営利活動法人 ひたかみ水の里	宮城県石巻市中里六丁目1番5号	北上川	北上川 旧北上川

河川協力団体の指定一覧表

指定年月日：平成26年4月24日

指定番号	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名
国（東北地方整備局） 第15号	水と緑の環境フォーラムものう	宮城県石巻市桃生町倉埵字寺後67-1	北上川	北上川
				旧北上川
国（東北地方整備局） 第16号	特定非営利活動法人 秋田パドラーズ	秋田県秋田市大町1-2-7	雄物川	雄物川
				玉川
				皆瀬川
国（東北地方整備局） 第17号	勝平三角沼の会	秋田県秋田市新屋船場町3-30	雄物川	雄物川
				旧雄物川
国（東北地方整備局） 第18号	特定非営利活動法人 西滝沢子ども水辺協議会	秋田県由利本荘市川西字高野152番地 4	子吉川	子吉川
国（東北地方整備局） 第19号	能代市中川原地区連合自治会	秋田県能代市能代町字中川原26-48 8	米代川	米代川
国（東北地方整備局） 第20号	ラブリバーネット北秋田	秋田県北秋田市元町4-15	米代川	米代川
				小猿部川
国（東北地方整備局） 第21号	美しい山形・最上川フォーラム	山形県山形市緑町一丁目9番30号 緑 町会館	最上川	最上川
国（東北地方整備局） 第22号	特定非営利活動法人 鶴岡淡水魚 夢童の会	山形県鶴岡市砂田町7-2	赤川	赤川
				大山川
				内川
国（東北地方整備局） 第23号	株式会社みなと	山形県酒田市浜松町3番56号	最上川	最上川
国（東北地方整備局） 第24号	特定非営利活動法人 最上川リバーツーリズムネットワーク	山形県長井市平山2743-4 野川ま なび館内	最上川	最上川
				須川
				置賜野川

河川協力団体の指定一覧表

指定年月日：平成26年4月24日

指定番号	法人等の名称	住所、事務所の所在地	水系名	河川名
国（東北地方整備局） 第25号	NPO法人 御倉町かいわいまちづくり協 議会	福島県福島市柳町3-25	阿武隈川	阿武隈川
				荒川
国（東北地方整備局） 第26号	ふるさとの川・荒川づくり協議会	福島県福島市荒井地藏原乙1-2	阿武隈川	荒川
国（東北地方整備局） 第27号	応用地質株式会社	東京都千代田区神田美土代町7番地	阿武隈川	大滝根川
国（東北地方整備局） 第28号	さくら湖流域協働ネットワーク	福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内4 03-4	阿武隈川	大滝根川
国（東北地方整備局） 第29号	一般財団法人 水源地環境センター	東京都千代田区麴町2-14-2	阿武隈川	大滝根川



河川協力団体制度

平成25年6月公布の「水防法及び河川法の一部を改正する法律」により、「河川協力団体制度」が創設されました。

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み
～河川管理のパートナーを募集しています～

河川協力団体制度とは？

◆河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行うNPO等の民間団体を支援（※1）するものです。

◆河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。

申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



河川協力団体制度の目的

◆今回創設する制度は、河川協力団体として指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけ、自発的な活動を促進させ、河川管理のパートナーとして活動していただくことにより、地域の実情に応じた多岐にわたる河川管理の充実を図るものです。

（※1）許可の簡素化等

河川協力団体の主な活動

◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

1 河川の維持及び河川環境整備等



河川敷清掃



ビオトープの整備

2 河川水辺の情報又は資料の収集及び提供等



船による河岸の情報収集等



シンポジウムの開催

3 河川管理・環境等に関する調査研究等



外来種調査



鳥類調査

4 河川防災情報・安全利用等に関する知識の普及及び啓発活動等



マイ防災マップづくり



安全利用講習

5 上記に附帯する活動

河川協力団体制度 Q&A

Q. 河川協力団体になるためには？

A. 「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。

各河川の管理者より、公募を行いますので、申請資格の要件が満足することを確認し、「河川協力団体指定申請書」に関係書類を添えて提出してください。また、公募期間については、各水系を管理している事務所などのホームページ、記者発表等により周知いたします。

なお、河川協力団体の指定にあたっては、審査基準が満たされている必要があります。

《届け出から認可までの流れ》

「公募 ⇒ 申請 ⇒ 確認・審査 ⇒ 指定」

※審査に当たっては、申請を行った法人等の出席のもと、ヒアリングを実施いたします。

Q. 申請に必要な資格は？

A. 規定の要件に該当する必要があります。

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和40年建設省令第7号）第33条の8（※2）に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとされています。

《要件》

1. 代表者が定まっていること。
2. 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
3. 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
4. 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
5. 申請時点において、法人等の設立後5年以上（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
6. 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
7. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
8. 直近1年間の税を滞納していないこと。
9. 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
10. 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

（※2）河川法施行規則第33条の8（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）
河川法第58条第8項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

Q. 河川協力団体に指定されると？

A. 場合によっては委託を受けることが可能になります。

河川管理者が特に必要と認めるときは、河川管理者から河川維持管理等の委託を受けることが可能となります。例として、河川管理施設の維持、除草、河川に関する調査や管理・環境の啓発活動などがあげられます。なお、委託については、公募等の適正な手続きを経て行う予定です。

【現行】

地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】

地方公共団体又は国土交通省令
で定める要件に該当するもの
(河川協力団体等)に委託可能

《委託の例》

「河川管理施設の維持」

例) 堤防上の草刈り



堤防除草

「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) ビオトープの整備、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

A. 場合によっては許可等が簡素化されます。

河川管理者が認めるときは、河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可などが簡素化されます。

《例》

現状において下記の行為は、**河川法第24条、第26条の許可が必要**になります。

これらの河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。



市民団体による看板設置事例 (太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例 (佐波川)

国管理の各水系・ダムの窓口一覧

国管理区間の河川協力団体制度に関する詳細や質問などがありましたら、各水系・ダムを管理している下記窓口へ問い合わせください。

● 水系・ダム名	● 事務所・管理所名	● 所在地	● 担当窓口・連絡先
 岩木川水系 馬淵川水系	青森河川国道事務所	〒030-0822 青森県青森市中央三丁目20-38	河川管理課 017-734-4590 (ダイヤルイン)
 高瀬川水系	高瀬川河川事務所	〒039-1165 青森県八戸市石堂三丁目7-10	工務課 0178-28-8943 (ダイヤルイン)
 北上川水系 (上流)	岩手河川国道事務所	〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目2-2	河川占用調整課 019-624-3273 (ダイヤルイン)
 北上川水系 (下流) 鳴瀬川水系	北上川下流河川事務所	〒986-0861 宮城県石巻市蛇田字新下沼80	調査第二課 0225-95-6505 (ダイヤルイン)
 名取川水系 阿武隈川水系 (下流)	仙台河川国道事務所	〒982-8566 宮城県仙台市太白区郡山五丁目6-6	河川管理課 022-248-4131~8 (代表)
 阿武隈川水系 (上流)	福島河川国道事務所	〒960-8584 福島県福島市黒岩字榎平36	河川管理課 024-539-6129 (ダイヤルイン)
 子吉川水系 雄物川水系 (下流)	秋田河川国道事務所	〒010-0951 秋田県秋田市山王一丁目10-29	河川管理課 018-864-2290 (ダイヤルイン)
 雄物川水系 (上流)	湯沢河川国道事務所	〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢64-2	河川管理課 0183-73-5340 (ダイヤルイン)
 米代川水系	能代河川国道事務所	〒016-0121 秋田県能代市鍼灸字一本柳97-1	河川管理課 0185-70-1246 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (上流)	山形河川国道事務所	〒990-9580 山形県山形市成沢西四丁目3-55	河川管理課 023-688-8942 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (中流)	新庄河川事務所	〒996-0071 山形県新庄市小田島町5-55	管理課 0233-22-0275 (ダイヤルイン)
 最上川水系 (下流) 赤川水系	酒田河川国道事務所	〒998-0011 山形県酒田市上安町一丁目2-1	河川管理課 0234-27-3497 (ダイヤルイン)
 四十四田ダム、御所ダム、 田瀬ダム、湯田ダム	北上川ダム統合管理事務所	〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字四十四田1	調査課 019-643-7831~3 (代表)
 寒河江ダム、白川ダム、 長井ダム	最上川ダム統合管理事務所	〒990-0732 山形県西村山郡西川町大字砂子関158	管理課 0237-75-2312 (ダイヤルイン)
 浅瀬石川ダム	浅瀬石川ダム管理所	〒036-0404 青森県黒石市大字板留字杉の沢2	管理係 0172-54-8782~3 (代表)
 鳴子ダム	鳴子ダム管理所	〒989-6806 宮城県大崎市鳴子温泉字岩淵2-8	管理係 0229-82-2341~2 (代表)
 釜房ダム	釜房ダム管理所	〒989-1505 宮城県柴田郡川崎町大字小野字大平山10-6	管理係 0224-84-2171 (代表)
 七ヶ宿ダム	七ヶ宿ダム管理所	〒989-0536 宮城県刈田郡七ヶ宿町字切通52-40	管理係 0224-37-2122~3 (代表)
 玉川ダム	玉川ダム管理所	〒014-1205 秋田県仙北市田沢湖玉川字下水無92	管理係 0187-49-2170 (代表)
 月山ダム	月山ダム管理所	〒997-0405 山形県鶴岡市上名川字東山8-112	管理係 0235-54-6711 (代表)
 三春ダム	三春ダム管理所	〒963-7722 福島県田村郡三春町大字西方字中ノ内403-4	水質係 0247-62-3145 (代表)
 摺上川ダム	摺上川ダム管理所	〒960-0271 福島県福島市飯坂町茂庭字蟬野山25	管理係 024-596-1275~6 (代表)

県管理区間については、各県へお問い合わせください。